

<別紙> 2018 学生便覧 (抜粋) 第3 授業

3 気象警報発令および交通機関の運行停止に伴う休講

暴風警報等の発令及び交通機関の運行が停止したときの授業の取扱いは次のとおりとなります。

休講となった場合は、学内に掲示するほか本学ホームページ (<http://www.kpu.ac.jp/>) に掲載します。

なお、電話での問い合わせには応じられません。

次のいずれかの一に該当する場合は授業を休講とする。

- ① 京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報が発令された場合
- ② 京都市営バス及び地下鉄が全面停止の場合
- ③ JR西日本 (京都駅発着の在来線)、阪急電鉄 (梅田－河原町間)、京阪電鉄 (淀屋橋又は中之島－出町柳間) 及び近鉄 (西大寺－京都間) の4交通機関のうち3以上の運行が停止の場合

警報解除又は交通機関の運行再開 (以下「解除等」という。) に伴う授業の取扱い

- ① 午前6時30分までに解除等となった場合・・・平常どおり授業を実施
- ② 午前10時30分までに解除等となった場合・・・午後の授業を実施

(京都駅発着の在来線の範囲) ○京都線 [神戸・京都] ○琵琶湖線 [米原・京都]
○湖西線 [近江今津・京都] ○嵯峨野線 [園部・京都] ○奈良線 [奈良・京都]

※下線部が見直し箇所



3 気象警報発令および交通機関の運行停止に伴う休講等

暴風警報等の発令及び交通機関の運行が停止したときの授業の取扱いは次のとおりとなります。

<休講基準>

▶ 次のいずれかの一に該当する場合は授業を休講とする。

- ① 京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報が発令された場合
- ② 京都市営バス及び地下鉄が全面停止の場合
- ③ JR西日本 (京都駅発着の在来線)、阪急電鉄 (梅田－河原町間)、京阪電鉄 (淀屋橋又は中之島－出町柳間) 及び近鉄 (西大寺－京都間) の4交通機関のうち3以上の運行が停止の場合

警報解除又は交通機関の運行再開 (以下「解除等」という。) に伴う授業の取扱い

- ① 午前6時30分までに解除等となった場合・・・平常どおり授業を実施
- ② 午前10時30分までに解除等となった場合・・・午後の授業を実施

(京都駅発着の在来線の範囲) ○京都線 [神戸・京都] ○琵琶湖線 [米原・京都]
○湖西線 [近江今津・京都] ○嵯峨野線 [園部・京都] ○奈良線 [奈良・京都]

▶ 上記による休講以外にも、大雨、洪水、大雪等の気象状況、気象庁の防災気象情報及び市町村からの避難情報などをもとに、学長又は教務担当副学長が学生の安全を確保するために必要と判断した場合には、特別に休講などの措置を実施することがあります。

休講となった場合は、本学ホームページ (<http://www.kpu.ac.jp/>) 及び学内掲示板に掲載するほか、キャンパス WEB メールで通知します。

なお、電話での問い合わせには応じられません。

自然災害に対しては、自らの判断で避難行動をとることが原則です。大学から休講等の通知がなくても、通学することが危険又は困難である場合や帰宅困難となることが想定される場合などは、無理に登校せず、身の安全を図ることを第一に考えて行動してください。